

徳島県情報公開審査会答申第158号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年5月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「阿南南部県民局道路かんり平成〇年〇月〇日県道〇〇より道路どろかいによごしていたのどのように公道をそうじしたかわかる文書一式 阿南南部県民局土木」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年5月19日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年6月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成28年10月26日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び審査庁が行った口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、次のとおりである。

平成〇年〇月〇日に県道〇〇線を土木業者が汚しているのを、どのように掃除したか記録した公文書があるはずである。自分が通報したのは、道路を美しく使いたためである。県は、苦情や処理てん末を記録した文書を作成して、それを基に同様のことを繰り返す業者への指導、処分等を行うべきである。記録がないとこのような業者

に対して厳しい措置がとれないではないか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び説明書を要約すると、本件処分の理由は、次のとおりである。

本件請求に係る公文書については、作成し、又は取得した事実はなく、不存在であるため条例第12条第3項に基づき公開請求を拒否したものである。

本件請求に係る公文書の作成等をしなかった理由は、次のとおりである。

実施機関は、平成〇年〇月〇日に審査請求人から連絡を受けた後、現場の状況を確認し、道路を汚した当該業者に道路を掃除するよう電話で指示した。同月〇日、道路パトロールが現場を確認すると掃除は完了しており、その旨上司に口頭で報告した。このように簡易に完結した案件のため、業者に対する指導文書等は作成していない。また、業者に作業内容の報告まで指示しておらず、どのように掃除したかわかる書類は取得していない。

一般的に通報があった場合の処理として、現場確認を行い、通報の内容を確認・調査し、道路交通に重大な支障をきたさない事案であれば、原因者に対して原状回復を口頭で指導し、原因者が当該指導に従えば、文書の作成等は行わないこととしている。本件事案も、原因者が実施機関の指導に従って掃除を行っていたため、文書の作成等はしていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、平成〇年〇月〇日県道を土木業者が泥で汚しているのを通報したことについて、どのように掃除したか処理てん末がわかる公文書があるはずである旨を主張していることから、当該公文書の存否について、以下検証することとする。

実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日審査請求人から通報を受けた後、現場の状況を確認して原因者たる業者に対し道路を掃除するよう電話で指導し、同月〇日に掃除の完了を現場確認して、口頭報告により終結したとのことである。また、本件事案における道路の汚損は、交通に重大な支障をきたすものではなく、原因者たる業者が実施機関の口頭指導に従い速やかに掃除して解決したため、文書による指導等も行わず、当該業者から処理てん末を記録した文書も求めているとのことである。

このような処理は、実施機関が道路管理上、通常行っている処理であるとのことであり、本件事案において審査請求人が主張するような公文書を作成し、又は取得していないとする説明に、特段、不合理な点は認められない。

よって、本件請求に係る公文書について文書不存在を理由として実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年10月26日	諮問
平成29年 2月16日	審議（第142回審査会）
3月28日	審議（第143回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	